

## 旅客の遵守事項

1 次に掲げる行為をしてはいけません。

- (1) みだりに船舶の操舵設備その他の運航のための設備又は船舶に係る旅客乗降用可動 施設の作動装置を操作すること。
- (2) みだりに船舶内の立入りを禁止された場所に立ち入ること。
- (3) 船舶内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること。
- (4) みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置又は 器具を操作し、又は移動すること。
- (5) みだりにタラップ、しゃ断機その他乗船者の乗下船又は転落防止のための設備を操作し、 又は移動すること。
- (6) みだりに乗船者の乗下船の方法を示す標識その他乗船者の安全のために掲げられた標 識又は掲示物を損傷し、又は移動すること。
- (7) 石、ガラスびん、金属片その他船舶又は船舶上の人若しくは積載物を損傷するおそれの ある物件を船舶に向かって投げ、又は発射すること。
- (8) 海中投棄を禁止された物品を船舶から海中に投棄すること。
- (9) 他の乗船者に不快感を与え、又は迷惑をかけること。
- (10) 船内の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生に害のある行為をすること。 2 乗下船、非常の際、その他の船内における行動。 船長又は係員が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わな ければなりません。 3 病気、盗難等が発生した場合、不審物を発見した場合。 船長又は係員に通報下さい。

2 旅客は、乗下船その他船内における行動に関し、船員等が輸送の安全確保と船内秩 序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。 3 船長は、前項の指示に従わない旅客に対し、乗船を拒否し、又は下船を命じることが あります。 (手回り品の保管) 第 19 条 (略) (旅客名簿への記載) 第 20 条旅客は、海上運送法 (昭和 24 年 法律第 187 号) 第 15 条 (同法第 21 条の 5 において準用する場合を含む。) に規定する**旅客名簿に、次に掲げる事項を記載しなければなりません。** (1) 氏名 (2) 年齢、生年月日又は大人、子供及び幼児の区分 (3) 性別 (4) 次に掲げる旅客の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項 アイに掲げる旅客以外の旅客住所又は住民票に記載されている市区町村名 イ日本国内に住所を有しない外国人である旅客国籍及び旅券番号 (5) 乗船の日時及び港並びに下船の港 (6) 事故、災害その他の非常の場合における介助等の支援の要否 第 21 条～第 24 条